

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第1条関係)	1
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第2条関係)	7
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例	10
○ 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	12
○ 舞鶴市職員の育児休業等に関する条例	18
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第1条関係)	21
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第2条関係)	23
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第3条関係)	24
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第4条関係)	26

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)

旧										新									
(勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額 3から5まで (略) 別表第1(第3条関係)										(勤勉手当) 第30条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額 3から5まで (略) 別表第1(第3条関係)									
行政職給料表										行政職給料表									
職員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
再	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100		
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500		
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000		
再	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400		

旧										新									
任用職員以外の職員	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	任用職員以外の職員	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600		6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700		7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900		8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900		9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000		10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100		11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200		12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900		13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700		14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700		15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700		16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600		17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400		18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200		19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900		20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700		21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200		22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600		23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100		24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500		25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800		26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100		27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300		28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300		29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000		30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800		31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500		32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200		33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000		34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700		35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300		36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800		37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800

旧										新									
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400		38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000		39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600		40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100		41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			

旧								新							
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600					94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100					95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500					96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700					97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100					98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500					99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800					100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100					101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500					102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900					103		297,800	345,900				

旧										新									
104		298,100	346,300							104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800							105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200							106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600							107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000							108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500							109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900							110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200							111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500							112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000							113		300,800	350,000						
114		301,000								114		301,000							
115		301,300								115		301,300							
116		301,700								116		301,700							
117		301,900								117		301,900							
118		302,100								118		302,100							
119		302,400								119		302,400							
120		302,700								120		302,700							
121		303,100								121		303,100							
122		303,300								122		303,300							
123		303,600								123		303,600							
124		303,900								124		303,900							
125		304,200								125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

改正附則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表1の項の改正規定を除く。)及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和5年4月1日

旧	新
	<p>から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与条例第30条の4第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p> <p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>5 (略)</p>

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧	新
<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>通勤手当の月額</u>は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(再任用短時間勤務職員にあっては、1箇月当たりの通勤回数を考慮してその額の範囲内において規則で定める額)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額</u>(以下「運賃相当額」という。)(その額が55,000円を超えるときは55,000円)</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する費用の額に相当する額</u>(以下「費用相当額」という。)(その額が55,000円を超えるときは55,000円)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して、運賃相当額及び費用相当額の合計額</u>(その額が55,000円を超えるときは55,000円)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額</u>(以下「運賃相当額」という。)<u>ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額</u>(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)<u>が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定める額</u>(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>支給単位期間当たりの通勤回数を考慮してその額の範囲内において規則で定める額</u>)(その額が55,000円を超えるときは55,000円)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額</u>(1箇月当たりの<u>運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超える</u>と</p>

旧	新
<p>3 <u>前 2 項</u>に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 30 条の 4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基</p>	<p><u>きは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額</u></p> <p>3 <u>通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</u></p> <p>4 <u>通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</u></p> <p>5 <u>この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として規則で定める期間(自転車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月)をいう。</u></p> <p>6 <u>前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 30 条の 4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>100 分の 100</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基</p>

旧	新
<p> 礎額に <u>100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで (略) </p>	<p> 礎額に <u>100 分の 47.5</u> を乗じて得た額の総額 3 から 5 まで (略) 改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表 1 の項の改正規定を除く。)及び第 4 条並びに附則第 5 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 2 から 5 まで (略) </p>

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表

旧	新																								
<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第18条第2項並びに第21条第2項及び第3項の規定の適用については、給与条例第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))」と、給与条例第21条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第18条第2項第2号並びに第21条第2項及び第3項の規定の適用については、給与条例第18条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))」と、給与条例第21条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">特定任期付職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>375,000</u>																								
2	422,000																								
3	472,000																								
4	533,000																								
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>376,000</u>																								
2	422,000																								
3	472,000																								
4	533,000																								

旧		新	
5	608,000	5	608,000
6	710,000	6	710,000
7	830,000	7	830,000
		<p>改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表1の項の改正規定を除く。)及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 から5まで (略)</p>	

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例旧新対照表

旧				新																					
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>1年間における休日等(会計年度任用職員勤務時間条例第10条第2項に規定する休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日という。以下同じ。)</u>に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 第12条において準用する給与条例第20条の規定による月額の特殊勤務手当の支給を受ける勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項の勤務1時間当たりの給与額に、特殊勤務手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>1年間における休日等に割り振られた勤務時間</u>を減じたもので除して得た額を加えた額とする。</p> <p>(休日勤務に係る報酬)</p> <p>第24条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても正規の報酬を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>会計年度任用職員給料表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">号給</td> <td>職務の級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </table>				号給	職務の級	1級	2級	3級		給料月額	給料月額	給料月額	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたもの</u>を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 第12条において準用する給与条例第20条の規定による月額の特殊勤務手当の支給を受ける勤務に従事した場合の勤務1時間当たりの給与額は、前項の勤務1時間当たりの給与額に、特殊勤務手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>会計年度任用職員勤務時間条例第4条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間に18を乗じたもの</u>を減じたもので除して得た額を加えた額とする。</p> <p>(休日勤務に係る報酬)</p> <p>第24条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務日が休日等(<u>会計年度任用職員勤務時間条例第10条第2項に規定する休日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日という。以下同じ。</u>)に当たっても正規の報酬を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p>会計年度任用職員給料表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">号給</td> <td>職務の級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </table>				号給	職務の級	1級	2級	3級		給料月額	給料月額	給料月額
号給	職務の級	1級	2級		3級																				
		給料月額	給料月額	給料月額																					
号給	職務の級	1級	2級	3級																					
		給料月額	給料月額	給料月額																					

旧				新			
	円	円	円		円	円	円
1	132,300	146,100	195,500	1	136,200	150,100	198,500
2	133,200	147,200	197,300	2	137,100	151,200	200,300
3	134,200	148,400	199,100	3	138,100	152,400	202,100
4	135,100	149,500	200,900	4	139,000	153,500	203,900
5	136,100	150,600	202,400	5	140,000	154,600	205,400
6	137,100	151,700	204,200	6	141,000	155,700	207,200
7	138,100	152,800	206,000	7	142,000	156,800	209,000
8	139,100	153,900	207,800	8	143,000	157,900	210,800
9	139,900	154,900	209,400	9	143,800	158,900	212,400
10	140,900	156,300	211,200	10	144,800	160,300	214,200
11	141,900	157,600	213,000	11	145,800	161,600	216,000
12	143,000	158,900	214,800	12	146,900	162,900	217,800
13	143,800	160,100	216,200	13	147,700	164,100	219,200
14	144,800	161,600	218,000	14	148,700	165,600	221,000
15	145,800	163,100	219,700	15	149,800	167,100	222,700
16	146,800	164,700	221,500	16	150,800	168,700	224,500
17	147,900	165,900	223,200	17	151,900	169,800	226,100
18	149,200	167,400	224,900	18	153,300	171,200	227,800
19	150,400	168,900	226,500	19	154,500	172,600	229,400
20	151,600	170,400	228,100	20	155,700	174,000	230,900
21	152,700	171,700	229,500	21	156,800	175,300	232,200
22	153,900	174,400	231,200	22	158,000	177,800	233,800
23	155,100	177,000	232,800	23	159,200	180,300	235,400
24	156,300	179,600	234,400	24	160,400	182,800	236,900
25	157,400	182,200	235,400	25	161,500	185,200	237,900
26	158,900	183,900	236,900	26	163,000	186,900	239,400
27	160,400	185,500	238,300	27	164,500	188,500	240,700

旧				新			
28	161,900	187,200	239,500	28	166,000	190,200	241,900
29	163,300	188,700	240,700	29	167,400	191,700	243,100
30	164,700	190,400	241,900	30	168,800	193,400	244,100
31	166,200	192,200	242,900	31	170,300	195,200	245,100
32	167,700	193,900	244,100	32	171,800	196,900	246,100
33	169,100	195,500	245,400	33	173,100	198,500	247,200
34	170,900	196,900	246,400	34	174,800	199,900	248,100
35	172,700	198,400	247,600	35	176,500	201,400	249,000
36	174,500	199,900	248,900	36	178,200	202,900	250,000
37	176,200	201,200	249,800	37	179,900	204,200	250,900
38	177,900	202,500	251,100	38	181,300	205,500	252,200
39	179,600	203,700	252,300	39	183,000	206,700	253,400
40	181,300	205,000	253,600	40	184,500	208,000	254,700
41	182,800	206,300	255,000	41	185,800	209,300	256,000
42	184,200	207,600	256,400	42	187,200	210,600	257,400
43	185,500	208,900	257,600	43	188,500	211,900	258,600
44	186,900	210,200	258,800	44	189,900	213,200	259,800
45	188,400	211,300	260,000	45	191,400	214,300	260,900
46	189,700	212,600	261,200	46	192,700	215,600	262,100
47	191,100	213,900	262,500	47	194,100	216,900	263,400
48	192,500	215,200	263,600	48	195,500	218,200	264,500
49	193,800	216,300	264,700	49	196,800	219,200	265,600
50	194,900	217,400	265,800	50	197,900	220,300	266,600
51	196,000	218,400	267,100	51	199,000	221,300	267,800
52	197,200	219,500	268,400	52	200,200	222,300	268,900
53	198,300	220,600	269,400	53	201,300	223,300	269,900
54	199,400	221,600	270,500	54	202,400	224,200	270,900
55	200,300	222,500	271,800	55	203,300	225,100	272,000

旧				新			
56	201,400	223,500	273,100	56	204,400	226,000	273,100
57	202,500	223,800	274,000	57	205,500	226,300	274,000
58	203,500	224,600	275,000	58	206,400	227,100	275,000
59	204,500	225,400	275,900	59	207,400	227,800	275,900
60	205,500	226,100	277,000	60	208,400	228,500	277,000
61	206,600	226,800	278,100	61	209,500	229,200	278,100
62	207,500	227,800	279,100	62	210,400	230,000	279,100
63	208,400	228,600	280,000	63	211,300	230,700	280,000
64	209,300	229,400	281,000	64	212,200	231,300	281,000
65	210,000	230,100	281,500	65	212,800	231,900	281,500
66	210,800	230,800	282,400	66	213,600	232,500	282,400
67	211,500	231,700	283,100	67	214,300	233,100	283,100
68	212,300	232,700	284,000	68	215,000	233,800	284,000
69	212,700	233,400	285,000	69	215,400	234,500	285,000
70	213,300	234,000	285,800	70	215,800	235,100	285,800
71	213,600	234,500	286,600	71	216,100	235,600	286,600
72	214,000	235,200	287,400	72	216,400	236,300	287,400
73	214,200	236,000	288,200	73	216,600	237,000	288,200
74	214,600	236,600	288,700	74	217,000	237,600	288,700
75	215,100	237,200	289,100	75	217,400	238,200	289,100
76	215,700	237,700	289,600	76	218,000	238,700	289,600
77	215,900	238,400	289,800	77	218,200	239,300	289,800
78	216,600	239,100	290,100	78	218,700	240,000	290,100
79	217,100	239,800	290,300	79	219,100	240,700	290,300
80	217,600	240,300	290,700	80	219,500	241,200	290,700
81	218,300	240,800	290,900	81	220,000	241,700	290,900
82	218,600	241,500	291,100	82	220,300	242,300	291,100
83	219,200	242,200	291,500	83	220,600	242,900	291,500

旧				新			
84	219,900	242,900	291,800	84	221,000	243,400	291,800
85	220,500	243,500	292,100	85	221,500	243,900	292,100
86	220,900	244,200	292,400	86	221,900	244,500	292,400
87	221,300	244,900	292,700	87	222,300	245,100	292,700
88	222,000	245,600	293,100	88	223,000	245,600	293,100
89	222,500	246,100	293,400	89	223,400	246,100	293,400
90	223,000	246,600	293,800	90	223,900	246,600	293,800
91	223,500	246,900	294,100	91	224,400	246,900	294,100
92	223,900	247,300	294,500	92	224,800	247,300	294,500
93	224,300	247,600	294,700	93	225,100	247,600	294,700
94	224,700		294,900	94	225,500		294,900
95	225,100		295,200	95	225,900		295,200
96	225,400		295,600	96	226,200		295,600
97	225,700		295,800	97	226,500		295,800
98	226,200		296,100	98	226,900		296,100
99	226,700		296,500	99	227,300		296,500
100	227,200		296,900	100	227,700		296,900
101	227,600		297,100	101	228,100		297,100
102	228,100		297,400	102	228,500		297,400
103	228,700		297,800	103	228,900		297,800
104	229,300		298,100	104	229,300		298,100
105	229,700		298,300	105	229,700		298,300
106	230,200		298,600	106	230,200		298,600
107	230,500		299,000	107	230,500		299,000
108	230,900		299,300	108	230,900		299,300
109	231,100		299,500	109	231,100		299,500
110	231,500		299,900	110	231,500		299,900
111	232,000		300,300	111	232,000		300,300

旧				新			
112	232,400		300,600	112	232,400		300,600
113	232,600		300,800	113	232,600		300,800
114	233,100		301,000	114	233,100		301,000
115	233,600		301,300	115	233,600		301,300
116	234,100		301,700	116	234,100		301,700
117	234,400		301,900	117	234,400		301,900
118	234,800		302,100	118	234,800		302,100
119	235,200		302,400	119	235,200		302,400
120	235,600		302,700	120	235,600		302,700
121	236,000		303,100	121	236,000		303,100
122			303,300	122			303,300
123			303,600	123			303,600
124			303,900	124			303,900
125			304,200	125			304,200
				<p>改正附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表1の項の改正規定を除く。)及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 から5まで (略)</p>			

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例旧新対照表

旧			新		
(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例) 第17条 (略) 2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			(育児短時間勤務職員等に係る給与条例の特例) 第17条 (略) 2 前項に定めるもののほか、育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第18条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)	第18条第2項 第2号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。)
第21条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする	第21条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超過したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第21条第4項	第2項	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条	第21条第4項	第2項	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条
第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に	第21条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に

旧			新		
		係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする			係る時間である場合にあっては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第30条第4項	給料、	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額並びに	第30条第4項	給料、	給料の月額を舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第17条第1項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額並びに
第30条第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額	第30条第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第30条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則	第30条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則
第30条の4第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額	第30条の4第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
<p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第18条第2項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)	第18条第2項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)
第21条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員	第21条第2項及び第3項	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

旧			新		
第36条	再任用職員	短時間勤務職員	第36条	再任用職員	短時間勤務職員
			改正附則 (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例別表1の項の改正規定を除く。)及び第4条並びに附則第5項の規定は、令和5年4月1日から施行する。 2 から5まで (略)		

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p>

旧	新
	4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 から4まで (略)</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第3条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。</p> <p>(給与の内払)</p> <p>3 改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>(委任)</p>

旧	新
	4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第4条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 から4まで (略)</p>